



Miyake newsletter

個人情報保護法ニュース N o. 14

「個人情報保護法（いわゆる 3 年ごと見直し）制度改正方針（案）を読み解く
～『「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方』
に対して寄せられた意見の概要』を踏まえて～

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は個人情報保護法ニュース「個人情報保護法（いわゆる 3 年ごと見直し）制度改正方針（案）を読み解く～『「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方』に対して寄せられた意見の概要』を踏まえて～をご案内させていただきます。

令和 8 年 1 月 16 日

弁護士法人三宅法律事務所

* 本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之、弁護士越田晃基、弁護士岩田憲二郎、弁護士出沼成真（執筆者）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

k-koshida@miyake.gr.jp

k-iwata@miyake.gr.jp

n-idenuma@miyake.gr.jp

「個人情報保護法（いわゆる3年ごと見直し）制度改正方針（案）」を読み解く
～『「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方』
に対して寄せられた意見の概要』を踏まえて～

現在、個人情報保護委員会は、令和2年改正法（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）、令和4年4月1日全面施行）の附則第10条において、「政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（いわゆる3年ごとの見直し規定）との規定がされていることに基づき、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「法」という。）の改正の検討を進めていく。

個人情報保護委員会は、令和7年3月に「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（以下単に「考え方」という。）を、その後、この「考え方」に対し寄せられた意見（『「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方』に対して寄せられた意見の概要』。以下「本意見の概要」という。）を公表した。また、政府全体の動きとして、令和6年12月にデジタル行政改革会議の下に設置されたデータ利活用制度・システム検討会において行われてきたデータ利活用に係る制度等の検討等を踏まえ、令和7年6月に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針（令和7年6月13日閣議決定）」及び関連する各種政府決定がとりまとめられ、個人情報保護委員会が提案していた「個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す」こととされた。令和8年1月9日に「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」¹（以下「制度改正方針」という。）は、このような状況を踏まえ、政府全体の取組とも連携しながら、個人情報保護委員会が関係者との議論を深め、個人情報保護法の改正案の早期提出を念頭に、制度改正方針を個人情報保護委員会がとりまとめたものとされる。

本ニュースレターは、制度改正方針及び令和8年1月9日に公表された有識者・経済団体・消費者団体等の意見の概要（以下「パブコメ意見」という。）²の内容を中心に、個人情報保護法の改正方針案について解説する。

¹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf

個人情報保護委員会が「改正案の早期提出」を念頭に、4本柱で制度改正方針を示したもの。

² https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryou-1-1.pdf

検討の進め方・論点に対し寄せられた有識者・経済団体・消費者団体等の意見の概要。

第1 全体評価（総論）

令和7年3月に公表された「考え方」における各論点に対する評価として、パブコメ意見においては「バランスの取れた優れたパッケージ」で、特に「統計作成等(AI開発等含む)」の同意規制緩和は産業界待望、という評価なされている。この点に関し、「企業が正当な利益(legitimate interests)に基づいて個人データを処理できることを認めるなど、データ利活用をより広範に支援することを検討するよう求める。」など、より広くデータの利活用を求める意見もある。一方で、同意規制緩和などの事前規制を緩めるのであれば、課徴金・被害回復(団体訴訟等)など事後的な制裁・救済の強化が不可欠、という強い意見も見られた。さらに、「情報通信技術の高度化が進み」「個人の権利利益が侵害されるリスクが高まっている」ことから、同意は「どんな場面であっても大原則」である、規制緩和をするとても強い抑止効果が必要、という意見もある。

なお、制度改正方針が引用する「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」第2において、同意規制を含む本人関与の見直しと、課徴金・命令・罰則等の実効性確保を一体で整備し、改正案を早期提出する方向が明記されており、「利活用」だけでなく「事後規律」もセットで検討するものと考えられる。また、制度改正方針が引用する「人工知能基本計画～「信頼できるAI」による「日本再起」～（令和7年12月23日閣議決定）」第3章第1節【具体的な取組】

（4）④において、「統計作成等であると整理できるAI開発等の円滑化に資する本人同意の在り方」や実効性確保を検討し、改正案の早期提出を目指す旨が記載されている。

第2 4本柱に基づく整理

1 適正なデータ利活用の推進

本人の権利利益への影響の有無という観点から、本人関与の在り方を再整理し、これにより、個人の信頼を確保した上での適正なデータ利活用の実現につなげることで、政府全体として検討しているデータ利活用に係る制度等の検討とも整合した形とする。

1-1 統計情報等の作成（AI開発等を含む）に限る第三者提供・取得：条件付きの同意不要化

- 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成^(注2)にのみ利用されることが担保されていること等を条件^(注3)に、本人同意を不要とする。

注2：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注3：個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものに限定することを想定。

個人データの第三者提供（法27条1項）及び要配慮個人情報の取得（法20条2項）については、原則として本人の事前の同意の取得が必要である。

適正なデータ利活用の推進について、「考え方」と内容の概ね同一であり、特段の方向性の変更はなかったものと考えられる。

一方で、「考え方」において要件として求められることとされていた

- ① 個人データ等の提供元・提供先における一定の事項（提供元・提供先の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表
- ② 統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることや、「本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得」の取扱い、利用目的を超えた第三者提供を可能とすることについては、明示されていない。これらの点について委員会規則等で定めることを想定しているのかもしれないが、結局のところ、どのような目的のために本人同意なく個人情報を利用できるか、また、そのためにどのような手続が必要であるかは、実務上重要であり、今後の検討が注目される。

パブコメにおける意見の一例（概要）

- **産業界ニーズに合致**：AI開発等のための横断解析ニーズが高く、権利侵害のおそれが少ない形態は同意要件緩和に合理性ありと、制度改正方針の方向性に賛同する意見。
- **ただし「透明性・ガバナンス」を厚く**：同意要件を緩和するなら、PIA（影響評価）、本人への通知・公表、オプトアウト、第三者提供記録、開示権確保等の措置を求めるべき、との意見。
- **“公表しそぎ”の副作用**：データ共有の詳細公開は、悪意者の標的化や企業秘密漏えいにつながるおそれがあり、実行可能性と保護の実効性を損なわない設計が必要とする意見。
- **利用終了後の消去・安全管理の明示**：目的達成後に速やかに消去する等、目的外利用や漏えいリスクへの手当を求める意見。
- **越境移転（法28条）との整合**：海外クラウド／国外AIサービス利用等で、現行の外国移転規制との整理・セーフガード明確化が必要であるとする意見。

1-2 「取得状況から本人意思に反しない」取扱い：同意不要化

- その他、目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、
 - ・取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする（a）（ML0 追記。以下同じ）。
 - ・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する（b）。
 - ・学術研究に係る例外規定の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する（c）。

目的外利用（法 18 条 1 項）、要配慮個人情報の取得（法 20 条 2 項）及び個人データの第三者提供（法 27 条 1 項）については、原則として、本人の事前の同意が必要である。

(a)について、「考え方」では、「個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め」という例示がなされていたが、制度改正方針ではそのような例示がなされておらず、GDPR のような「契約の履行」類型は改正法に盛り込まれないことになると考えられる（詳細は後述）。

また、現行法は個人情報の利用目的を「できる限り特定」するよう求めている（法 17 条 1 項）ところ、かかる規律と「取得の状況からみて本人の意思に反しない」場合に本人同意を不要とする³ことは、一見矛盾するように見える。したがって、今後、これらの関係性について議論が待たれるところである。なお、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得について、言及がなされていないものの、「考え方」と方針が大幅に変わるべき可能性は小さいと思われる。

(b) 及び(c)については、「考え方」と内容の概ね重複しており、特段の方向性の変更はなかったものと考えられる。

パブコメにおける意見の一例（概要）

（(a)について）

- **濫用防止（“連鎖提供”の歯止め）**：例外が悪用され第三者提供の連鎖が起きないよう、本人が提供事実を認識できる仕組み、提供先の目的制限・遵守確認、項目最小化などが重要。

³ なお、現行法においては、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」には、個人情報の利用目的の通知等が不要とされている（法 21 条 4 項 4 号）。

- **要配慮は特に慎重に**：要配慮の特性を踏まえ、必要最小限、提供先での目的限定、追加的安全管理措置の検討を求める。
- **「不可欠」要件は厳しすぎる？**：「契約の履行に不可欠」より、「必要」や社会通念上想定し得る、に寄せるべき、という実務寄りの意見。
- **中小企業への波及**：大手の包括同意慣行を中小にも拡張し得るが、保護水準低下を避けるため、ガイドライン及びQ&Aによるわかりやすい啓発も同時に必要。

「契約の履行」との関係性

- 結論として、「契約の履行のため」という理由“だけ”で、本人同意なしに第三者提供できる（GDPRのような一般的な根拠がある）——とは、現行法でも、制度改革方針でも解釈できない（制度改革方針が明文化しているのは、あくまで1-2(a)の「本人意思に反しないことが明らか」類型である。）。
- 一方で、本意見の概要では、他の法的根拠の例として、「契約の履行に不可欠な場合」を挙げる意見が明確に存在し、今後の条文化で採用される可能性は残る（ただし、現時点では「意見」段階にすぎない）。
- 実務上は、契約履行で必要な提供（配送・決済・コールセンター・BPO等）の多くは、提供先が自社の指示の範囲で処理する限り「委託」等として整理可能（=第三者提供に当たらない設計が可能な場面が多い）であると考えられる。かかる点は、個人情報保護法の運用設計（委託/共同利用/事業承継/第三者提供の峻別）がポイントとなる。

((b) について)

- **「困難性」より利益衡量へ**：本質は公益と権利のバランスで、困難性要件は外すべき（「同意を特に求める場合」を除き同意不要にするなど）という意見。
- **「おそれがない」は立証困難**：「不当に侵害されるおそれがない」だと証明困難なので、「おそれが少ない」等にすべき、という運用現実の指摘。
- **公衆衛生のQ&Aが産業利用の障壁**：現行Q&Aが研究に偏り、開発・市販後安全性監視（PMS）等が通らない／「広く共有・活用」要件が不明確で使いにくいため、明確化を要望する意見。
- **「相当の理由」基準は拡大解釈リスク**：判断要素の明確化、代替保護措置の例示、事後通知・透明性確保などの手当が必要という指摘。

((c) について)

- ・ **医療情報利活用を後押し**：医療の質・効率、共同研究、パンデミック時の迅速分析等の観点で高評価。
- ・ **範囲の明確化が必須**：病院・診療所は当然として、介護施設、検査機関、薬局等をどう扱うか、GL等で明確化すべきとの意見。
- ・ “**名義貸し**”懸念：学術と無関係な医療機関が例外を脱法的に使う懸念、実態に即した判断基準（臨床研究と通常診療の区別等）が必要との指摘。
- ・ **企業連携をどう扱うか**：企業も研究を担い得るので主体限定は合理的でない、共同研究の現実を踏まえ企業も対象に、という意見も。

2 リスクに適切に対応した規律

個人データ等の取扱いの態様の変化により、個人の権利利益に対するリスクも変化していることから、これに応じて規律を整備する。

2-1 子供の年齢基準、利用停止等請求要件緩和、責務規定

- 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。

現状の運用の基礎となっている個人情報ガイドラインQ&A1-62や、GDPRの既定などを踏まえ、16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について法定代理人等を対象とすることを明文化し、利用停止等請求の要件緩和と責務規定を定める点で「考え方」の内容と概ね一致するものである。

他方で、「考え方」においては、法定代理人からの同意取得や本人への通知等に関して、例外的に本人からの同意取得や本人への通知等を認めるケースとして「本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合」等が挙げられているが、サービス態様（特にオンラインサービス）によっては本人が16歳未満か否か把握し難いものもあるところ、例外要件がどのように定められるかが実務上重要な課題であり、今後の検討が注目される。また、利用停止等請求の要件緩和について、「違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能にしてはどうか」と記載されているものの、制度改正方針において具体的な内容は記載されていないところ、どのように要件緩和がされていくかが実務上重要であり、今後の検討が注目される。

パブコメ意見の一例（概要）

- **年齢確認の“副作用”**：子供かどうか評価するための追加データ取得が、過剰収集の隠れみのになる懸念があるとの意見。
- **対象範囲を絞るべき**：「子供向けサービス」と「そうでないサービス」を区別し、前者に限って追加保護を図るべき、という提案。
- **比例性（サービス類型ごと）**：（規制自体は賛成だが）サービス類型ごとに要求される年齢保証水準を丁寧に検討し、年齢確認データ最小化・目的外利用禁止を徹底、**年齢保証 GL を別途策定すべき**との意見。
- **実務負担・不確実性**：オンライン取引（EC・オンラインゲームなど）では16歳未満か事業者が把握できないのが通常で、厳密確認か大規模改修かの二択を迫られかねず、ビジネスに致命的な影響が生じるおそれがある、という懸念。
- **“正当な理由”の具体例を例示**：事業者が未成年と知らないことにつき正当な理由がある場合の具体例を分かりやすく示すべき。または、「正当な理由」が広く認められるようにするか、「子供であることを事業者が知らなかつた場合」とすべき。
- **例外要件の拡大**：GDPR第8条は、GDPR第6条の合法要件6項目のうち（a）同意を与えた場合の規定なので、その他5項目の合法要件に該当する事項を例外として認めるべき。民法における未成年取消の例外として定められている行為に対して提供される個人情報等については例外とすべき。

2-2 顔特徴データ等：周知義務、停止等請求要件緩和、オプトアウト第三者提供禁止

- 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。

顔特徴データ等の取扱いについて、透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要がある、具体的には、顔特徴データ等の取扱いに関する一定の事項の周知を義務付け、利用停止等請求の要件緩和、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する点で「考え方」の内容と一致するものである。

他方で、「考え方」において示唆されていた、具体的な周知方法、周知義務の例外要件、利用停止等請求の具体的要件については具体化されておらず、今後の検討が注目される。

パブコメ意見の一例（概要）

- **賛成（規律導入必要）**：本人も企業も知らない間の目的外利用防止のため規律導入が必要、という支持。

- **リスクベースを求める**：リスクは用途で顕在化するので、顔特徴データ等を一律規制するのではなく、リスクに応じた規律が肝要、という設計論。
- 「要配慮化」まで求める強硬論：生体データを要配慮個人情報として本人の同意や利用の必要性に応じて例外的に利用を許容する厳格規制を設けるべき、という意見もある一方、反対意見も併存。
- **停止等請求の拡大への反対**：適法に同意取得して利用している開発・改善まで後から止まり得るのは支障、という懸念。
- **定義・事例の明確化要求**：「顔特徴データ」の定義や事例がどういうものか、「等」に何を含むか（指紋は含まれないことでよいか）などが不明確で、該当性判断に時間を要しビジネス機会損失になるので、GLで具体化を強く要望。
- **実務 Q&A 要望（例）**：iPhone の Touch ID/Face ID 利用でアプリ側が顔特徴データを収集しない場合の適用関係（3-1 の関係での意見）。

2-3 委託先（受託者）規律の見直し

- データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う（見直しの具体的な内容は別添の第1に記載のとおり。）。

データ処理等の委託が行われる場合において、委託された個人データの取扱いの態様や、その適正性を確保する能力など、当該個人データ等の取扱いに関わる実体を踏まえ、当該個人データ等の適正な取扱いに係る義務の在り方を検討するとしている「考え方」と一致する方針である。

制度改正方針においては、別添第1において以下のとおりより具体化がされている。

第1 データ処理等の委託を受けた事業者に係る規律

(1) 現行制度と課題

現行規定では、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託元は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（法第25条）。具体的には、自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行う必要がある（①適切な委託先の選定、②委託契約の締結、③委託先における個人データ取扱状況の把握）。

しかしながら、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大しており、更に、委託元による委託先の監督等が十分に機能せ

ず、委託先が委託された業務の範囲を超えて独自に個人データ等を利用する事案も生じている。

一方で、個人データ等の取扱いの委託の中には、委託先自らは取扱いの方法を決定しないケースも存在する。

これらを踏まえ、委託の実態に合わせた規律を整備することとする。

(2) 制度的考え方

具体的には、まず、取扱いを委託された個人データ等を当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を委託先に明文規定により課すこととする。ただし、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合には、例外的に委託先が独自の判断で利用できることとする。委託先が行政機関等である場合についても、同様の規律の整備を行う。

他方、委託先自らは取扱いの方法を決定しないケース（注1）においては、委託契約において、取扱いの方法の全部について合意し、かつ委託先における取扱いの状況を委託元が把握するために必要な措置等（注2）について合意した場合は、当該委託先に対しては、法第4章の各義務規定の適用を原則として（注3）免除することとする。

注1：委託先が委託元から指示された方法で機械的に個人データ等を取り扱うのみの場合（委託先がデータ入力作業を委託され、委託元の指示に従って機械的に入力作業を行う場合等）。

注2：漏えい等が生じたことを知ったときに委託先が委託元に対して速やかにその旨を報告すること等を想定しているが、その他の具体的な内容は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

注3：取扱い方法を決定する権限の存在を前提としない規定（委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務及び安全管理に係る義務）のみ適用する。

現行の実務の運用でも、「利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。」（通則ガイドライン3-6-3(1)）とされており、制度改革方針の制度的考え方における「取扱いを委

託された個人データ等を当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を委託先に明文規定により課す」はこれに整合するものといえる。

また、一定の要件を満たした委託先について、法第四章（個人情報取扱事業者等の義務等）の各義務規定の適用を免除することも示唆されており、注目に値するものである。

パブコメ意見の一例（概要）

- **受託者の義務そのものに関する意見は多くない一方で、いわゆるクラウド例外について考え方方が維持されるものなのか、委託者に関する規律や個人の同意不要に関するルールを具体的に明示することを求める意見が述べられている。**

2-4 漏えい等発生時：本人通知義務の緩和（低リスク類型）

- **漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれがない場合は、本人への通知義務を緩和する。**

現行法上、個人情報取扱事業者が負う漏えい等報告義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うが（法 26 条 2 項）、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めてはどうか、とする「考え方」と概ね一致する方針である。

他方で、「考え方」においては、「本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」に該当するケースとして、「サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定される。」としているが、制度改正方針においては、事例の具体化はされていないところ、今後の検討が注目されるところである。また、「考え方」は「代替措置による対応」を認めるという内容になっている一方で、制度改正方針では代替措置を講ずる点について明示がされておらず、事案の公表等の代替措置を講ずることが求められるかどうかも今後の注目ポイントであると言える。

パブコメ意見の一例（概要）

- **通知の対象から除外すべき類型の要望：クレジットカード番号下四桁以外の漏えい（3DS 人証に必要な追加認証情報の漏えいなし）、住所のみ漏えい等、リス**

クが低いもの等の除外も検討を、というリスクベースの提案。**現実に多い事例の整理**：フィッシング等“利用者起因”のなりすましログインで、リスク低減措置後は不要、グループ会社間／委託元委託先の一時誤送付でも即時削除等で不要、などの具体例。

- **代替措置（公表等）の実効性疑問**：公表は事業者負担が大きく、（代替措置として公表等が必要であれば）低リスクの場合本人通知の代替措置としては積極的に使われない可能性、という指摘。
- **報告不要の要望**：本人通知の対象から除外された類型については、個人情報保護委員会への報告も不要としていただきたいとの要望。
- **「意味を持たない情報」概念の慎重論**：情報単体の性質だけでなく、漏えい先の属性・照合可能性でリスクが変わる点に留意すべき。

3 不適正利用等の防止

個人データ等が犯罪行為等の不適正な利用形態で用いられることによる個人の権利利益侵害のリスクが高まっていることから、これに応じて規律を整備する。

3-1 特定個人への働きかけが可能な個人関連情報等：不適正利用・不正取得の禁止

- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報などについて、不適正利用及び不正取得を禁止する。

特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等である電話番号、メールアドレス、Cookie 等を含む情報については、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該プライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生し得る上、当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれがあることから、このような特定個人への働きかけが可能な情報が含まれる個人関連情報について、不適正利用・不正取得が禁止されることが想定されている⁴。

また、「考え方」においては、仮名加工情報及び匿名加工情報についても同様の趣旨が当てはまるとされているところ、制度改正方針において明示はされていないものの、特定個人に対する働きかけが可能な情報が含まれる仮名加工情報及び

⁴ 個人情報に関しては、不適正利用の禁止（法 19 条）、不適正取得の禁止（法 20 条）が規定されている。

匿名加工情報についても、同様の規律が設けられるかが注目される。

パブコメ意見の一例（概要）

- **拡大を求める方向**：Cookie等の識別情報でもプロファイリングにより差別的取扱い等が可能で、自己情報コントロール権を侵害し得るため、保護拡大が必要、という意見。
- **限定すべき方向**：個人情報と同水準の違法・不当性がある行為に限定すべき、具体例を示すべき、外部送信規律（電気通信事業法）もあり複雑化・負担増は回避すべき、という慎重論・反対論。
- **仮名加工情報・匿名加工情報への規制要否**：現行法でも、本人への連絡などを目的として匿名加工情報や仮名加工情報の利用が禁止されているところ、別途不適正利用や不正取得に関する規制が必要か疑問。
- **概念整理の要請**：「連絡可能性」と個情法の保護対象の関係、Cookieがそもそもデバイスやブラウザ識別情報であって、Cookie IDで特定の個人に連絡可能（働きかけ可能）なケースを具体的に明らかにすべき等、前提のすり合わせが必要という指摘。

3-2 オプトアウト提供：提供先の身元・利用目的の確認義務

- オプトアウト制度に基づく第三者提供時の提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。

「考え方」においては、オプトアウト制度（法27条2項）に基づき個人データを第三者に提供するときは、オプトアウト事業者に対し、あらかじめ、当該第三者（提供先）の身元（氏名又は名称、住所、代表者氏名）及び利用目的を確認しなければならないとしてはどうか、とされており、この点は制度改正方針においても一致するものである。

他方で、「考え方」においては、「当該第三者（提供先）は、オプトアウト届出事業者（提供元）が上記確認を行う場合において、上記確認に係る事項を偽ってはならず、これに違反した提供先に過料を科す」といった提供先の義務を課すことも検討されていたが、制度改正方針においてこの点は明らかではない。

「制度的課題に対する考え方」によれば、本規制は「個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋に提供され、犯罪者グループ等に利用されることを防止するため、オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務を創設する必要があるのではないか。」といった背景が述べられており、かかる背景からすると、オプトアウト制度に基づく第三者提供先である名簿屋に対して義務や

過料の制裁を定めること自体も名簿屋対策になり得ると考えられるところ、悪質な名簿屋対策といった観点では提供先の義務を定めることが望ましいようと思われる。

パブコメ意見においては、特段提供先の義務を定めることについて反対意見があるものではないが、企業情報データベース事業者や地図情報提供事業者等の健全なビジネスやサービスへの影響に対する懸念の声は寄せられているところである。もっとも、提供先がオプトアウト届出事業者からの確認に係る事項の回答を偽ってはいけないとの義務を定めることにより生じ得る具体的な懸念はあまりないように思われるところ、提供先の義務に関しての今後の検討が注目される。

パブコメ意見の一例（概要）

- ・ **強い規制の要望**：意図せず犯罪グループに提供してしまうのを防ぐため、提供先だけでなく、一定の場合に取得元の身元・取得適法性資料まで確認する高度注意義務が必要、という提案。
- ・ **さらに強い規制（オプトイン化）**：形式的にはオプトアウト可能であるものの本人が名簿取引を知る機会がないままに第三者提供がされてしまうことが本質で、不特定多数に交付される名刺や不特定多数がアクセス可能なHP等で公表されている情報等を除き、オプトインにしないと解決しないという意見。
- ・ **健全ビジネスへの影響回避**：規律の整備は避けがたいが、企業情報データベース提供事業者や地図情報提供事業者等の事業者への影響は十分な聴取が必要。確認方法・基準・要件・対象を明確化し、問題事案以外の健全サービスに波及しないよう慎重に、という要望。
- ・ **監督強化（個人情報保護委員会の役割）**：オプトアウトの実効性には限界があるため、個人情報保護委員会が届出情報に基づき監督を十分行うべき、という指摘。

4 規律遵守の実効性確保のための規律

個人データ等が不適切に取り扱われた場合において事後的にこれを是正する措置を充実するとともに、将来起こり得る不適切な取扱いを抑止するための仕組みを整備する。

4-1 命令の要件緩和+「本人通知・公表」に係る勧告・命令も可能に

- 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。

現行法において、「緊急命令」は、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害が既に発生している場合に限り発出し得るものとされている。通常の「命令」も、勧告によっても違反行為が是正されず、かつ、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害がいまだ切迫している場合に限り発出し得る者とされている。

こうした緊急命令及び命令の要件は厳格に過ぎ、現行法下においてはほとんど活用されてこなかったことから、「考え方」においても、緊急命令につき侵害切迫性要件のみで足りるものとし、命令につき侵害切迫性要件を削ることを念頭に置いた要件緩和が示唆されており、同様の方針が維持されているものと思われる。

また、現行法上、勧告・命令はいずれも違反を是正するために必要な措置について行うものとされているが、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等も勧告・命令し得るものとする点も、「考え方」と概ね同様の方針であろうかと思われる。

パブコメ意見の一例（概要）

- **体系を“実体規律”へ明確化**：現行は「提供は一律同意」だが、執行で侵害性を見て動く体系なので、執行で考慮していた内容を実体規律として明確化した方がよい、という意見。
- **過剰規制・手続保障の懸念**：命令がどの水準の義務を要求するか次第で安全管理措置等に影響があるので配慮、命令事案が少ない現状も踏まえ慎重に、という声。

4-2 違反を補助する第三者への要請根拠

- 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。

クラウドサービス提供事業者、サーバーのホスティング事業者など、個人情報取扱事業者による違反行為を、結果的に補助等している事業者に対して、当該違反行為を中止させるために必要な措置を講ずるべき旨、任意に要請する根拠規定を置くとの方針は、「考え方」と同様である。

「考え方」においては、第三者がかかる任意の要請に応じた場合には、当該第三者の当該個人情報取扱事業者等に対する損害賠償責任を制限するとの制度設計

にも言及があったものの、制度改正方針には当該制度設計への言及はない。意図的に言及しなかったのか、文字数の都合等からカットされたに過ぎないのかは不明であるが、クラウドサービス提供事業者やホスティング事業者側に要請に応すべきメリットを提示することができなければ、これらの事業者が任意の要請に応ずるメリットはなく、むしろ債務不履行責任の追及などのリスクを背負うことになるのみであり、制度の実効性はほぼないに等しくなるように思われる。法律の根拠がなくとも、任意の要請は行いうると考えられるところ、法改正の意味も減殺されるように思われる。

制度改正方針には言及がなかったものの、任意の要請に係る根拠規定を置くのであれば、損害賠償責任の制限規定をセットで置くことを期待したい。

パブコメ意見の一例（概要）

- **クラウド等 B2B への強い実務懸念**：クラウドストレージ等は契約・技術上、顧客データへのアクセスが制限され、特定顧客データの特定が不可能な場合もある。要請を制度化するなら、第三者の責任が成立する状況を分析し、措置は合理的に従える範囲（例：アカウント停止）に限定、命令は書面化し法的要件を明示すべき。

4-3 刑事罰の拡充・厳罰化

個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。

殆ど適用事例のない個人情報保護法の罰則規定につき、範囲の拡大及び法定刑の引き上げを行う方針であり、これらも「考え方」と同様の方針を示すものである。

悪質事案への取り締まりを強化する契機となることを期待するが、企業法務への示唆は限定的であると思われる。

パブコメ意見の一例（概要）

- **引上げは相当**：平成 27 年創設から時間が経過し、詐取等も多発しているため直罰対象化が相当、という賛同。
- **ただし“悪質事案”的分析が先**：直罰は役員等にも影響するので、悪質性の所在を整理した上で慎重に、目的要件（「損害を加える目的」の対象）も明確に、という要望。

4-4 課徴金制度の導入

- 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする（課徴金制度のより具体的な内容は別添の第2に記載のとおり。）。（注4）

注4：課徴金制度については、対象とする違反行為を下記に限定することとする。

- ・ 法第19条への違反行為（不適正利用）のうち、具体的に明記された類型
- ・ 法第20条第1項への違反行為（不正取得）
- ・ 法第27条第1項への違反行為（違法な第三者提供）
- ・ 統計作成等の特例に係る義務への違反行為（目的外の利用、第三者提供）

導入が確実視されていた課徴金制度の制度設計は、徐々に固まりつつある。

特筆すべきは、安全管理措置義務違反が課徴金制度の対象化が除外されたことである。当職らも従前から「利益の吐き出し」に留まらない課徴金制度の導入を警戒し、その問題点（結果論的な責任追及に陥るおそれや、フィクションにフィクションを重ねるような課徴金算定の不透明性）を指摘してきたところから、ひとまずは安堵しているところである。

また、「制度的課題に対する考え方」における「[違法な第三者提供等関連]」において挙げられていた「類型3 法第18条（利用目的による制限）の規定に違反する個人情報の取扱いをし、当該取扱い又は当該取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること」が課徴金制度の対象から除外され、逆に「統計作成等の特例に係る義務への違反行為（目的外の利用、第三者提供）」が追加されていることも注目に値する。目的外利用を除外した点については、目的内利用・目的外利用を問わず、その悪質性を法19条への違反行為（不適正利用）において評価する趣旨であると考えられ、合理的な整理であると考える。

一方で、統計作成等の特例がどのような作り込みとなるかにもよるが、その義務違反が、全体的に、直ちに課徴金の対象とすべきような悪質性を有するか（法第27条第1項への違反行為や法第19条への違反行為では評価しつくせない独自の悪質性を観念し得るか）には疑問もあるところである。

課徴金制度の導入については、「制度改正方針」別紙において次のとおり具体的な制度設計が示されている。

第2 課徴金制度

大量の個人情報を収集し、その悪質な利用や提供を通じ、相当の経済的利益を獲得する事業者に対しては、命令や刑事罰では抑止力に限界がある。そこで、こうした事業者に対する十分な抑止力を持つことを目的として制度を構成することとする。

(1) 対象行為

上記の趣旨を踏まえ、以下の行為又は当該行為をやめることの対価として金銭等を得たときを課徴金納付命令の対象とする。

- ①個人情報の提供であって、当該個人情報をを利用して違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある第三者に対して行うもの
- ②第三者の求めにより行う個人情報の利用であって、当該第三者が当該個人情報の利用を通じて違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある場合に行われるもの
- ③法第20条第1項の規定に違反して、偽りその他不正の手段により個人情報を取得し、当該個人情報を利用する行為
- ④法第27条第1項の規定に違反して、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供する行為
- ⑤統計作成等の特例に基づき取得した個人情報を、当該特例に係る義務に反して目的外に取り扱う行為又は第三者に提供する行為等

(2) 対象行為以外の制度概要

(1)の対象行為に該当することに加え、以下に該当する場合に限り、課徴金納付命令の対象となる。その場合において、課徴金額は、対象行為又は対象行為をやめることの対価として個人情報取扱事業者が得た金銭等の財産上の利益に相当する額とする。

- 当該個人情報取扱事業者が、当該対象行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合でないこと。（相当の注意（主観的因素））
- 当該対象行為に係る個人情報又は個人データの本人の数が1,000人を超えること。（大規模事案であること）
- 個人の権利利益を害する程度が大きくない場合に該当しないこと。（権利利益侵害があること）

その他、所要の規律を置くこととする。

上記「(1) 対象行為」の①～②は、法第19条への違反行為（不適正利用）をさらに具体的に明文化したものと考えられる。

上記「(2) 対象行為以外の制度概要」のうち課徴金額について、「考え方」においては、「違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上

回る金額を課徴金額とすることも考えられる。」とされていたが、制度改正方針においては「課徴金額は、対象行為又は対象行為をやめることの対価として個人情報取扱事業者が得た金銭等の財産上の利益に相当する額とする」ことが示されるに至っている。「金銭等の財産上の利益に相当する額」に関し、課徴金額の算定基礎に係る推計規定が「その他、所要の規律」に含まれるかは未知数であるが、仮に推計規定が置かれない場合、課徴金額の算定に大きなリソースを割くこととなり、個人情報保護委員会のマンパワーに照らしても、課徴金が課される事案は相当程度限定されることになると思われる。

その余の制度設計は、「考え方」において示されたものと概ね同様である。

パブコメ意見の一例（概要）－賛否が最も割れる

- **支持（国際・抑止の観点）**：日本に課徴金がないとグローバル企業が日本対応を後回しにするおそれ、米国でも民事制裁金が執行されており「萎縮だけ」は妥当性に疑問、という主張。
- **反対（萎縮・要件不明確）**：利活用促進の制度が確立していない中で課徴金導入は委縮効果が大きい、対象が広すぎる／必要性・効果が十分説明されていないので時間をかけるべき、という反対論。
- 「権利利益侵害された場合等」の明確化要求：軽微・偶発的な混入等まで課徴金対象にならないか不安、該当ケースの明確化を求める声（例示付き）。
- **対象範囲の拡大提案**：検討会報告書の4類型に加え、同意規制・漏えい等対応・子供規律も対象に、という積極論もある。

5 その他

上記1から4までのほか、以下の項目について、引き続き検討を続けていくこととする。

上記1から4までの項目については、「…四つの柱を個人情報保護法の改正案として、その具体化に向けた検討を加速することとする」とあるのに対し、本項「5 その他」については「以下の項目について、引き続き検討を続けていくこととする。」として、トーンが大幅に下げられている。

5-(1) 漏えい等報告の合理化

漏えい等報告については、「考え方」第3の5における整理のとおり、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提とした合理化の方策等について、検討を進めていく。

なお、漏えい等報告の対象となる事態のうち、大量の個人データの漏えい等や不正の目的をもって行われたおそれがある行為による漏えい等の中にはサイバー攻撃に起因するものも多く見られるところである。これらについて、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号。以下「サイバー対処能力強化法」という。）に基づくインシデント報告の義務化の議論において、報告義務を負う事業者側の負担への配慮の必要性が指摘されたことを踏まえ、報告様式及び報告窓口の一元化に向けた調整を進めていく。加えて、報告基準についてもその発生の「おそれ」がある場合が広く対象とされるものから見直し、個人の権利利益に対するリスクの程度を十分に踏まえ、サイバー対処能力強化法に基づくインシデント報告の基準とも整合性があるものとなるように整理を進める。

「考え方」第3の5において示されていた、認定個人情報保護団体のお墨付きを得た個人情報取扱事業者の漏えい等報告のうち速報を免除すること、本人数1名の誤交付・誤送付につき一定期間ごとの取り纏め報告を許容すること、違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態とすることについては、いずれも、事実上の見送りであると思われる。

報告基準である「おそれ」の具体化については、ガイドライン改正レベルでの対応があり得るように思われるが、ランサムウェア攻撃など外部によるサイバー攻撃のケースにおいて、「おそれ」なしとするケースが生じることは期待できない。

パブコメ意見の一例（概要）

- **第三者確認を前提に速報免除・取りまとめ報告**：体制・手順が整っている事業者は自主取組に委ね、1名誤送付は確報を一定期間で取りまとめ可能に、等。
- **運用明確化の要望**：第三者確認の認定基準、1名の考え方（郵送物に複数名記載の場合等）、違法第三者提供報告の運用等の具体化を求める。
- **報告の整理合理化提案**：サイバーは専門機関へ→PPCは通知を受ける形で足りるのでは、速報期限を営業日ベースに、など。

5-(2) 本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携

「考え方」において、既存の適格消費者団体の活用を念頭に、団体による差し止め請求制度・被害回復制度の導入について提言を行ったところであるが、関係するステークホルダーとの相互の協力関係等の状況、「個人の権利利益を保護すること」を目的とする個人情報保護法と消費者団体訴訟制度との関係の整

理等の課題があることを踏まえ、今回の見直しにおいては制度的な導入については見送ることとする。

今後、より実効性ある形で個人の権利利益の保護を実現していくために、権利利益の主体である個人と義務の主体である個人情報取扱事業者（企業）との間のコミュニケーションの充実が図られることが重要であり、適格消費者団体をはじめとする団体が個人情報の取扱いに関する個人の声の受け手となれるような環境の醸成が必要である。当委員会に設置されている個人情報保護法相談ダイヤルについてもその対応を充実させること等により、個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いの実情をより具体的に把握し、これをもとに関係するステークホルダーとの連携を充実させていく必要がある。

団体による差止請求制度・被害回復制度の導入については、「今回の見直しにおいては制度的な導入については見送ることとする。」と明言されており、前記「5-(1)漏えい等報告の合理化」よりもさらにトーンダウンが見られる。今回の改正ではもちろん、次回のいわゆる「3年ごと見直し」においても制度としての導入は難しいのではないかと思われる。

以上